

有機溶剤作業主任者技能講習（臨時）のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

有機溶剤作業主任者とは、①使用する有機溶剤による汚染や溶剤の吸入を防ぐ作業方法の決定、従事労働者の作業指揮、②局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の1カ月を超えない期間ごとの点検、③保護具の使用状況の監視、④タンクの内部における作業に対し有機溶剤中毒防止措置が講じられていることの確認、を行う責任者を言います。

当連合会では、皆さまのご要望に応え、下記のとおり、標記講習を臨時に実施することとしました。

つきましては、是非ともこの機会に、対象となる方の受講についてご検討をお願いします。

※ 特化則の一部改正（平成26年8月）

クロロホルムほか9物質（クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトンの10物質。これらは有機溶剤から特定化学物質へ移行。）及びその含有物を用いて屋内作業場等において行う有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務及び1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業主任者の選任については、「有機溶剤作業主任者 技能講習」を修了した者の中から特定化学物質作業主任者を選任するように定められました。

記

1 日 時	平成30年3月26日（月）～27日（火）の2日間 第1日目 8時00分～17時10分 第2日目 9時00分～15時50分
2 会 場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 電話027-224-6692
3 定 員	100名（定員に達した時点で締め切りとします。）
4 科 目	作業環境の改善方法に関する知識（4時間） 健康障害及び予防措置に関する知識（4時間） 保護具に関する知識（2時間） 関係法令（2時間） 学科講習に係る修了試験（1時間）
5 講習料	11,664円（受講料9,720円 + テキスト代1,944円）
6 その他	受付は7時50分までに済ませてください。（時間厳守） 7時50分から10分間、オリエンテーションがあります。